

野田市会計事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第61号

### 野田市会計事務規則の一部を改正する規則

野田市会計事務規則（平成25年野田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第34条の見出しを「（指定納付受託者）」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項の規定により指定代理納付者」を「第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）」に改め、「、歳入を納付させ」を削り、同条第2項中「前項の規定により指定代理納付者」を「市長は、指定納付受託者」に、「その旨」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 指定をした日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第34条に次の1項を加える。

- 3 市長は、指定納付受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を市長に届け出た場合は当該届出に係る事項を、指定納付受託者の指定を取り消した場合はその旨を、告示しなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。